



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

今月のNEWS(全般)

NEWS1. ストレスチェック制度 簡単！導入マニュアル

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. 個人で事業を始めたときの税務署提出書類

NEWS1. ストレスチェック制度 簡単！導入マニュアル

厚生労働省は7月9日「ストレスチェック制度 簡単！導入マニュアル」を公表しました。

「うつ」などのメンタルヘルス不調を未然に防止するための仕組みとして、労働者が50人以上の事業所では2015年12月から毎年1回この検査をすべての労働者に対して実施が義務付けられていますが、この導入をスムーズに行うためのものです。

導入マニュアルでは、「ストレスチェックって何ですか?」から始まり、「何のためにやるのか?」、制度の実施手順、導入前準備、実施方法、気を付けるポイント、プライバシー保護、不利益取り扱いの防止、などが示されています。

さしあたっての導入前準備として、事業所ではストレスチェック制度の実施方法などを話し合い、社内規定として明文化し、すべての労働者にその内容を知らせ、実施体制や役割分担を決める必要があります。また、この導入マニュアルでは、国が推奨する質問票や本人に通知する結果のイメージも参照できます。

職場環境が原因での精神疾患は大きな社会問題となり、メンタルヘルスの不調を未然に防止することは非常に重要です。このマニュアルを活用し、早目に準備を進めてはいかがでしょうか。

厚生労働省「ストレスチェック制度 簡単！導入マニュアル」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/pdf/150709-1.pdf>

NEWS2. (書籍の紹介)

「好運の条件」 五木 寛之 著

(内容紹介)

運命か、努力か。「1%の好運」が人生を変える。

人は重々しく無口であるより軽いほうがいい。どどんしゃべってお世辞を言い、時にはお酒に憂いを流す。よどんだ沼のように記憶を溜めこむよりは、サラサラ流れるように変化していくほうがいい。無常の風吹く世の中で、悩みと老いと病に追われながらも好運とともに生きるには――著者ならではの多彩な見聞に、軽妙なユーモアをたたえた「生き抜くヒント」集！



情報会員募集中

会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

お問合わせ先名古屋事務所 朝日だより担当 内藤・神山
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣

052-571-5480

0563-57-7850

Question

個人で事業を始めようと思います。
開業時に税務署へ提出する書類は何がありますか？

Answer

開業後1か月以内に「個人事業の開業・廃業等届出書」を提出します。
この他、必要に応じて様々な届出書等を提出することになります。



【解説】

1 個人で事業を始めたとき

「個人事業の開業・廃業届出書」の他、税法上の諸制度を利用する場合には、次のような届出も必要となります。

対象	届出の名称	提出先	提出期限
事業を始めるとき	個人事業の開業・廃業届出書	納税地の所轄税務署	開業の日から1か月以内
	所得税の棚卸資産の評価方法・減価償却資産の償却方法の届出書	納税地の所轄税務署	最初の確定申告の提出期限まで(届出しない場合は、法律で定められた方法になります)
青色申告で申告したい人	所得税の青色申告承認申請書	納税地の所轄税務署	開業の日が1月1日から1月15日までの場合は3月15日まで、開業の日が1月16日以降の場合は開業の日から2か月以内
青色事業専従者給与を支払う場合	青色事業者専従者給与に関する届出書	納税地の所轄税務署	
従業員に給与を支払う人	給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書	給与支払事務所等の所在地の所轄税務署	給与支払事務所を設けてから1か月以内(個人事業の開業・廃業届出書に給与等の支払の状況を記載した場合は提出不要)
源泉所得税の納期の特例を受ける人	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書	給与支払事務所等の所在地の所轄税務署	随時(給与の支給人員が常時10人未満の場合)
免税事業者が課税事業者になることを選択する場合	消費者課税事業者選択届出書	納税地の所轄税務署	選択しようとする課税期間が事業を開始した日の属する課税期間等である場合には、その適用を受けようとする課税期間中

※提出期限が土曜日、日曜日、祝日の場合は、その翌日が期限となります。

※消費税について、新規開業年とその翌年は、原則として免税事業者となります。なお、免税事業者であっても、「消費税課税事業者選択届出書」を提出することにより、課税事業者になることができます。

※これらは代表的な届出書等であり、都道府県税事務所、社会保険事務所、労働基準監督書等にも届出書等の提出が必要となる場合があります。

根拠条文等
国税庁ホームページ

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 内藤・神山 052-571-5480
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850